

(2013年1月4日現在)

1. 商品名	定額複利型定期預金（愛称：すずなり）
2. ご利用いただける方	個人のお客さま
3. お預入れ期間	<ul style="list-style-type: none"> ・最長預入期間…5年 ・据置期間…6か月 ・この預金は、預金の全部または一部について、預入日の6か月後の応当日（据置期間満了日）以後の任意の日に解約できます。 ・最長預入期限以外の日を満期日としてご指定いただくことはできません。 ・お預入れ時のお申し出により最長預入期限を満期日とし、指定口座へ自動入金するお取扱い（ただし、証書扱いは除きます）または自動継続（元利継続または元金継続）のお取扱いができます。
4. お預入れ	
(1)お預入れ方法	一括してお預入れいただきます。
(2)お預入れ金額	1円以上1,000万円未満（ただし、総合口座定期とする場合は1万円以上）
(3)お預入れ単位	1円単位
5. 払戻し	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払戻しいたします。 ・据置期間経過後から最長預入期限までの間の任意の日に1万円以上1円単位で一部解約が可能です。ただし、預入額が300万円以上の場合の一部解約可能額は、一部解約後の残高が300万円を下回らない金額までとなります。
6. 利息	
(1)適用金利	お預入れ時（または自動継続時）からご解約までの期間（6か月以上、1年以上、2年以上、3年以上、4年以上、5年）に応じた店頭表示の利率をお預入れ時（または自動継続時）に遡って適用いたします。
(2)利払頻度	解約時（一部解約の場合、一部解約時）に一括してお支払いいたします。
(3)計算方法	付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算で、半年複利の方法により計算いたします。
7. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） （ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）</p> <p>※復興特別所得税の追加課税により、2037年12月31日まで、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p>
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に定められた条件を満たせば、マル優のお取扱いができます。 ・個人のお客さま（未成年の方は除きます）は、自動継続扱いの定期預金を総合口座の担保とすることができます。その場合の普通預金からの貸越限度額、貸越利率は以下のとおりです。くわしくは窓口へお問い合わせください。 (1)貸越限度額…他の定期預金担保分を合算した金額の90% （千円未満切り捨て、最高200万円） (2)貸越利率…担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率
9. 手数料	—
10. 中途解約時の取扱い	預入日の6か月後の応当日（据置期間満了日）前に解約する場合は、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、元金とともにお支払いいたします。
11. 金利情報の入手方法	店頭またはホームページでご確認いただけます。
12. 参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続されない場合の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替日の前日までの日数について、解約日または書替日における普通預金利率により計算いたします。 ・元利自動継続のもので、継続後の元金残高が1,000万円以上となる場合は、自動継続されません。 ・預金保険制度の対象商品であり、1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の元本合計1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 当行が契約している指定紛争解決機関	<p>一般社団法人全国銀行協会 連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号：0570-017109 または 03-5252-3772</p>

(株) 山梨中央銀行